

東近江市病児保育室条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市病児保育室条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市病児保育室条例の一部を改正する条例

東近江市病児保育条例（平成 27 年東近江市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（名称、位置及び事業類型）

第 2 条 病児保育室の名称、位置及び事業類型は、別表のとおりとする。

第 4 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 次のア又はイに掲げる事業類型の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める要件を満たすこと。

ア 病児対応型 病気の回復期には至っていないが当面症状の急変のおそれがない状態又は病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難であること。

イ 病後児対応型 病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難であること。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 2 条関係）

名称	位置	事業類型
東近江市立八日市病児保育室	東近江市東中野町 4 番 17 号	病後児対応型
東近江市立愛東病児保育室	東近江市妹町 29 番地	病後児対応型
東近江市立能登川病児保育室	東近江市猪子町 24 番地	病児対応型

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。